

## 5. 公共料金等の割引、減免について

### 4) 有料道路における通行料金割引制度

有料道路の通行料金が通常料金の半額になります。

#### 《対象者》

①障がいのある方ご本人が運転される場合

身体障害者手帳の交付を受けているすべての方

②障がいのある方ご本人以外が運転され、障がいのある方ご本人が同乗される場合

身体障害者 1 種の交付を受けている方又は療育手帳の 1 種交付を受けている方

#### 《対象自動車》

事前に登録できる自動車は障がいのある方お一人につき1台です。

ETCをご利用になられる場合は、障がいのある方お一人につき事前登録した1台に限ります。

事前に登録されていない自動車でのご利用時にも一定の要件のもとで障がい者割引の適用が出来ます。

#### 《車種要件》

自家用であること。(自動車検査証等に事業用と記載されている場合は、対象となりません。)

#### 《所有者要件》

①障がいのある方ご本人が運転される場合

本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等

②障がいのある方ご本人以外が運転され、障がいのある方ご本人が同乗される場合

本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等

上記の方が自動車を所有していないときは、障がいのある方本人を継続して日常的に介護している方

(自動車検査証等に法人名が記載されているものや、法人名義の自動車を個人的に利用している場合は割引の対象となりません。また、福祉施設等が所有する自動車も割引の対象なりません。)

#### 《必要なもの》

身体障害者手帳又は療育手帳、車検証、障がいのある方ご本人が運転する場合は本人の運転免許証

(注)ETCをご利用になる場合は、上記のほかに障がい者本人名義(未成年の方は、保護者名義)の ETC カード、車載機セットアップ申込書・証明書をご持参下さい。

【担当】洞爺湖町栄町 63 番地 1

健康福祉センター「さわやか」内

健康福祉課 福祉支援係 電話 76-4006